

宇部市地域自立支援協議会設置要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(設置) 第1条</p> <p>(組織) 第2条 協議会は、関係機関の代表者及び市民からなる代表者会議、<u>各専門部会の代表者及び事務局、社会福祉協議会及び基幹相談支援センターからなる事務局会議</u>並びに関係機関の<u>実務担当者</u>からなる実務者会議を組織する。</p> <p>2</p> <p>(会長及び副会長) 第3条</p> <p><u>(事務局会議)</u> 第5条 <u>事務局会議は、次に掲げる事項を協議する。</u> <u>(1) 専門部会の情報共有及び課題の集約や整理分析に関すること。</u> <u>(2) 地域課題の検証及び代表者会議への提案に関すること。</u></p>	<p>(設置) 第1条</p> <p>(組織) 第2条 協議会は、関係機関の代表者及び市民からなる代表者会議並びに関係機関の<u>実務者担当者</u>からなる実務者会議を組織する。</p> <p>2</p> <p>(会長及び副会長) 第3条</p>

(3) 地域課題の解決のための検討に関すること。

(4) その他 (ワーキングチームの設置 等)

(実務者会議)

第6条 実務者会議に専門部会を置き、次に掲げる事項を協議する。

・・・

2 専門部会は、実情に応じ随時開催するものとする。

3 専門的分野から各事項の調査検討等を行うため、専門部会にワーキングチームを置くことができる。

(代表者会議の委員の任期)

第7条 ・・・

(庶務)

第8条 ・・・

(その他)

第9条 ・・・

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(実務者会議)

第5条 実務者会議は、次に掲げる事項を協議する。

・・・

2 実務者会議は、原則として月1回開催する。ただし、必要に応じ随時開催するものとする。

3 専門的分野から各事項の調査検討等を行うため、実務者会議に部会を置くことができる。

(代表者会議の委員の任期)

第6条 ・・・

(庶務)

第7条 ・・・

(その他)

第8条 ・・・

附 則

別表 1

宇部市地域自立支援協議会委員選出団体一覧

No	区分	選出団体
1	学識経験者	宇部フロンティア大学
2	〃	宇部市障害者ケア協議会
3	障害当事者団体	宇部市身体障害者団体連合会
4	〃	特定非営利活動法人むつみ会
5	〃	在宅障害児・者と家族を支援する会
6	福祉団体	宇部市民生児童委員協議会
<u>7</u>	相談支援事業者	社会福祉法人神原苑(神原苑)
<u>8</u>	〃	※現時点で未定(公募中)
<u>9</u> ~ <u>10</u>	福祉サービス 事業者	福祉サービス事業者 ※市内 <u>2</u> 事業者を市が選出
<u>11</u>	保健・医療	宇部市医師会
<u>12</u>	〃	山口県立こころの医療センター
<u>13</u>	教育	山口県立宇部総合支援学校
<u>14</u>	就労支援	宇部公共職業安定所
<u>15</u> ~ <u>18</u>	専門部会	各専門部会の代表者
<u>19</u>	市民代表	一般公募

別表 1

宇部市地域自立支援協議会委員選出団体一覧

No	区分	選出団体
1	学識経験者	宇部フロンティア大学
2	〃	宇部市障害者ケア協議会
3	障害当事者団体	宇部市身体障害者団体連合会
4	〃	特定非営利活動法人むつみ会
5	〃	在宅障害児・者と家族を支援する会
6	福祉団体	宇部市民生児童委員協議会
<u>7</u>	相談支援事業者	※市内事業者から市が選出
<u>8</u>	相談支援事業者	社会福祉法人神原苑(神原苑)
<u>9</u>	〃	社会福祉法人扶老会(ふなき)
<u>10</u> ~ <u>12</u>	福祉サービス 事業者	福祉サービス事業者 ※市内 <u>3</u> 事業者を市が選出
<u>13</u>	保健・医療	宇部市医師会
<u>14</u>	〃	山口県立こころの医療センター
<u>15</u>	教育	山口県立宇部総合支援学校
<u>16</u>	就労支援	宇部公共職業安定所
<u>17</u>	〃	宇部市障害者就労支援ネットワーク会議